

# 道路協力団体について

九州地方整備局 道路部 道路計画第二課

## 1. 道路協力団体の概要

平成 28 年 4 月に道路法の改正により道路協力団体制度が創設されました。

道路協力団体制度は、道路における身近な課題の解決や道路利用者のニーズへのきめ細やかな対応などの業務に自発的に取り組む民間団体等を支援するものであり、道路管理者と連携して業務を行う団体として法律上位置づけることにより、自発的な業務への取り組みを促進し、地域の実情に応じた道路管理の充実を図ろうとするものです。

## 2. 道路協力団体制度に関する法令・通達

道路協力団体制度については、道路法第 48 条の 20～25 に規定されています。また、道路法施行規則第 4 条の 18～21 に道路協力団体として指定することができる法人に準ずる団体、指定や業務として設置又は管理を行う工作物等、道路管理の承認等の特例の対象となる行為について規定されています。

道路協力団体の指定の審査その他の道路協力団体の指定の実務に関して必要な事項を定めた「道路協力団体指定準則」（平成 28 年 6 月 3 日付け国道環調第 12 号国土交通省道路局長通知）も通知されています。

国が管理する道路については、道路協力団体指定準則に基づき「道路協力団体の指定の運用について」が通知されています。

## 3. 道路協力団体の業務

道路協力が行う業務は、道路法 48 条の 21 の各号により以下のとおりとなっています。（（）内は想定される具体的業務を例示しています。）

### ① 道路に関する工事や道路の維持

（例：道路の清掃、花壇整備、歩道の段差解消のためのスッテップ設置等の簡易な工事）

### ② 安全かつ円滑な道路の交通確保や利便の増進に資する工作物・物件の設置または管理

（例：歩行者等の通行注意看板、案内板、街灯、歩廊、小型モビリティ用駐車場、レンタサイクルの駐輪場や施設、掲示板、歩行者休息スペースやバス停等のベンチ及び上屋、オープンカフェ、マルシェ、道路関連のイベント開催に要する機材等の設置または管理）

### ③ 道路の管理に関する情報・資料の収集及び提供

（例：道路の不具合箇所、不法占用物件等の発見及び道路管理者への通報）

### ④ 道路管理に関する調査研究

（例：交通量調査、道の駅のニーズ調査）

⑤ 道路の管理に関する知識の普及及び啓発

(例：通勤・通学の安全確保に関する意見交換、占用許可制度に関する啓発活動、無電柱化等の施策に関するワークショップの開催)

⑥ 上記①～⑤に付帯する業務

①の業務は、ボランティアサポートプログラム (VSP) や日本風景街道、また、九州では道守の活動団体等により活動頂いて、道路の清掃や花壇の整備等の美化活動修景活動を想定したものです

バリアフリー化のための軽微な段差解消のための工事等、今まで承認工事で実施してきた様なものを道路協力団体が実施することも想定しています。

②の業務は、道路利用者の利便増進に資する物件の設置をし、道路空間を利用して収益を生み出す可能性があるものを想定しています。

①の軽微な工事や②の占用については、道路法 48 条の 24 により協議が成立したことをもって承認又は許可があったものと見なされます。

ただし、対象となる物件等は、道路法施行規則 4 条の 20 に規定されているものとなります。

●【道路協力団体として設置または管理を行う工作物等】(道路法施行規則第 4 条の 20)

道路法 48 条の 21 第 2 号の国土交通省令で定める工作物、物件又は施設は、次の掲げるものです。

- 1) 看板、標識、旗ざお、幕、アーチ、歩廊、雪よけ等で安全かつ円滑な道路の交通の確保に資するもの (歩行者等の通行注意看板、案内板、街灯)
- 2) トンネル上、高架下等の自動車駐車場、自転車駐車場で道路の通行者又は利用者 (以下、「道路の通行者等」という) の利便の増進に資するもの (小型モビリティ用駐車場、シェアサイクル駐輪場)
- 3) 道路の路面に設ける二輪車 (自転車、原付等) を駐車させるために必要な車輪止め装置その他の器具で道路の通行者等の利便の増進に資するもの (シェアサイクル施設)
- 4) 広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの (掲示板)
- 5) 標識、ベンチ、その上屋、街灯等で道路の通行者等の利便の増進に資するもの (オープンカフェ、マルシェ)
- 6) 食事施設、購買施設等で道路の通行者等の利便の増進に資するもの (オープンカフェ、マルシェ)
- 7) 集会、展示会等の催し (道路に関するもの) のために設けられ、かつ、道路の通行者等の利便の増進に資するもの

イ. 告塔、ベンチ、街灯その他

これらに類する工作物

ロ. 露店、商品置場、その他

これらに類す施設

ハ. 看板、標識、旗ざお、幕及びアーチ

○想定される具体的な活動のイメージ

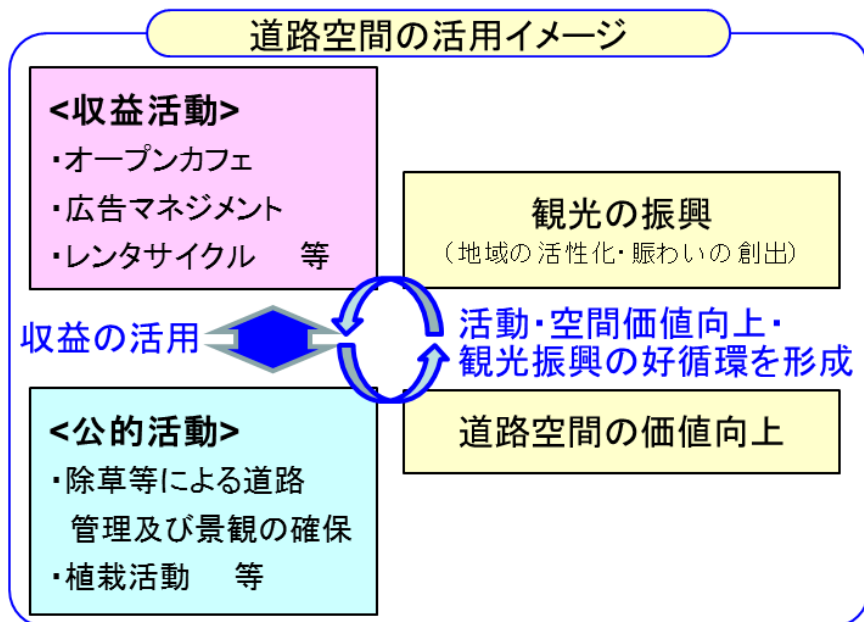


↑  
収益を還元



## 4. 道路協力団体との連携による地域の課題への対応と賑わいの創出

道路協力団体は、業務から利益を得ることが可能な制度ですが、その収益は道路の管理に還元していただくことを基本としており、これにより活動・空間価値の向上と地域の賑わいの創出等の好循環を形成します。



【道路空間の活用イメージ】



※スムーズな活動環境整備のため、道路工事・占用に係る行政手続を円滑・柔軟化

## 5. 道路協力団体申請資格

道路協力団体の指定の申請を行う事ができる者は、法人その他これに準ずる（道路施行規則第4条の18に規定する）団体であり、以下に掲げる要件のいずれにも該当する必要があります。

- ① 代表者が定まっていること。
- ② 事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該法

人等の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他当該法人等の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有すること。

- ③ 適切な経理事務及び会計処理が行われていること。
- ④ 法人等の構成員が5名以上いること。
- ⑤ 申請時において、法人等の設立後5年以上が経過していること。
- ⑥ 活動実績報告書及び活動実施計画書が宗教活動又は政治活動を活動目的としていないこと。
- ⑦ 暴力団又はそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- ⑧ 直近1年間の税を滞納していないこと。
- ⑨ 日本国の法令を遵守し、業務等を履行していること。また、公序良俗に反するなど著しく不誠実な行為を行っているとは認められないこと。
- ⑩ 道路協力団体の指定を受けた場合に、道路協力団体としての活動以外では、道路協力団体の名称を使用した活動を行わないことを誓約できること。

## 6. 道路協力団体の審査基準

### (活動実績)

#### I) 継続性

道路協力団体として活動を行う道路区間において、直近数年にわたる継続的な道路の管理に資する清掃・除草等の公的活動を行っていること。

#### II) 協力性

上記の公的活動等が、道路管理者から後援された活動、道路管理者等と共同で実施した活動その他の道路管理者等との協力関係が認められる活動であること。

#### III) 活動姿勢

直近数年間において、道路管理者若しくは他の民間団体等の道路管理に資する活動の支障となり、又はその恐れがある行為を行っていないこと。

#### IV) 公共性

道路協力団体として収益を得たことがある場合は、その収益に見合う法第48条の21第1号に掲げる業務を実施したとみとめられること。

### (活動実施計画)

#### I) 実効性

過去の活動実績を踏まえ、活動実施計画の実効性が認められること。

#### II) 貢献度

法第48条の21第1号に掲げる業務等、道路管理に対する貢献又は地域の課題解消に向けた貢献が認められること。

#### III) 協調性

活動に当たって地域の関係者（関係する道路管理者等、住民、市町村、他の民間団体等をいう）との協調性が認められること。

#### IV) 公共性

道路協力団体としての活動で収益を得ようとする場合には、その収益に見合う法第48条の21第1号に掲げる業務を実施する見込みがあるとみとめられること。



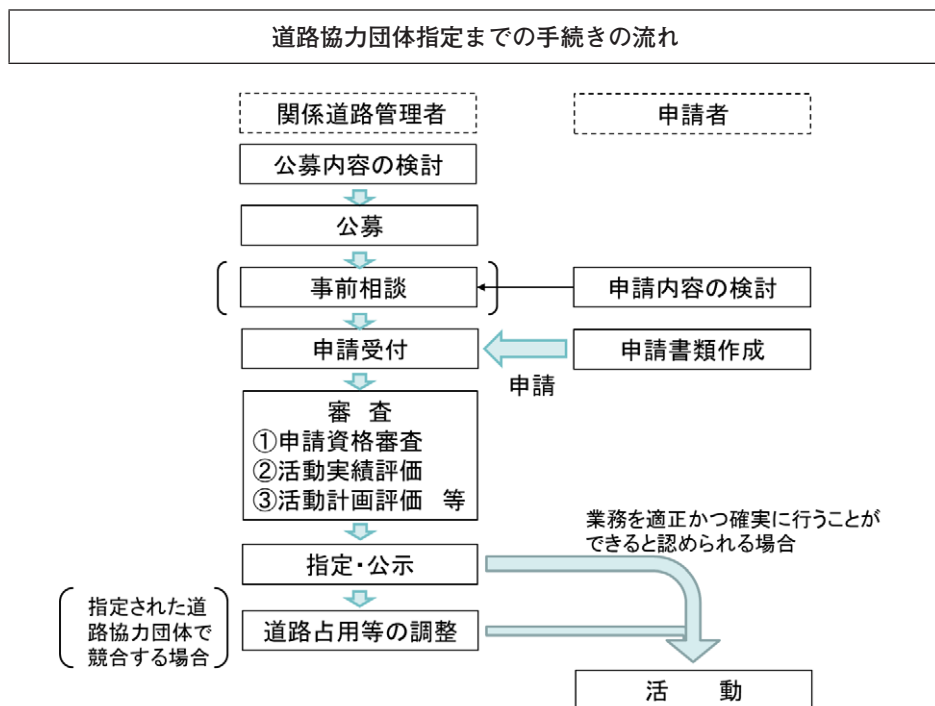
## 7. 第1回道路協力団体指定について

九州地方整備局では、平成28年11月から12月にかけて国で管理している国道の区間を対象として公募し、平成28年12月26日付けで4団体を道路協力団体に指定しました。（全国で26団体指定）

道路協力団体名称	活動地域
けやき通り発展期成会	国道202号（福岡県福岡市内）
NPO 道守長崎	国道57号（長崎県雲仙市内）
道守 大分会議	国道10号（大分県大分市）
日南海岸シーニックバイウエイ推進協議会	国道220号（宮崎県宮崎市～宮崎県日南市）

応募条件として、以下に掲げる内容をいずれも満たす団体としました。

- 活動を行おうとする区間で直近数年間にわたり道路管理者と協力して道路管理に資する清掃・除草等の公的活動を行っている実績があること。
- 今後さらにその活動を充実させるために安全かつ円滑な道路交通の確保又は道路の通行者若しくは利用者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設であつて国土交通省令で定めるものの設置又は管理業務により道路空間を活用して収益を得る活動を行う意志があること。
- 道路管理者と有機的に連携し、道路空間の快適性の向上等に協力する法人。



## 8. 九州地方整備局で指定された団体の業務内容等状況

### ○ けやき通り発展期成会

けやき通り発展期成会は、平成5年に設置され、21団体で構成されている団体です。

歩道清掃のほか植栽帯の花植、管理を実施しています。

けやき通り発展期成会の指定区間は、国道202号福岡市中央区警固～中央区赤坂の延長約0.8kmです。

今回指定を受けた業務内容は、街路灯に地域イベントの広告旗を設置することにより収入を得て、その収益を清掃活動や花植活動に還元するものです。

法人等の名称:けやき通り発展期成会(平成28年12月26日指定)  
 指定区間:国道202号 2k920(福岡県福岡市中央区警固)~3k720(福岡市中央区赤坂)・延長:約0.8km  
 業務内容:(1号業務)清掃活動、花植  
 (2号業務)街路灯への広告旗設置



【団体の概要、業務内容】  
 けやき通り発展期成会は平成5年に設置され、21団体で構成。  
 歩道清掃のほか植栽帯の花植、管理を実施。街路灯に地域イベントの広告旗を設置し収入を得る。収益により道路の維持・管理を充実。

NPO 道守長崎は、平成 21 年に設置され、団体会員 5 団体、個人会員 32 名で構成され、道路の清掃、植栽帯の清掃、除草、花植などを実施しております。

NPO 道守長崎の指定区間は、国道 57 号長崎県雲仙市小浜町北本町南湯ノ崎～同町北野の延長約 0.7km です。

今回指定を受けた業務内容は、植栽ポットを設置し、その植栽ポットスポンサー名を入れた啓発看板を設置することにより収益を得て、その収益を道路の維持管理に還元するものです。

法人等の名称:NPO道守長崎(平成28年12月26日指定)  
 指定区間:国道57号 213k100(長崎県雲仙市小浜町北本町南湯ノ崎)~214k700(小浜町北野)・延長:約0.7km  
 業務内容:(1号業務)道路清掃、植栽帯の清掃、除草、花植  
 (2号業務)植栽ポットの設置



【団体の概要、業務内容】  
 NPO 道守長崎は平成21年に設置され、団体会員5団体、個人会員32名で構成。  
 道路清掃、植栽帯の清掃、除草、花植のほか、植栽帯に植栽ポットを設置・管理。植栽ポットでジャカランドの苗を育て販売。収益により道路の維持・管理を充実。

## ○ 道守大分会議

道守大分会議は、平成 16 年に設置され、135 団体（個人含み）で構成され、道路清掃や道路愛護の啓発活動などを実施しています。

道守大分会議の指定区間は、国道 10 号大分市神崎の延長約 1.0km です。

今回指定を受けた業務内容は、スポンサー名を入れた啓発看板を設置することにより収益を得て、その収益を道路の維持管理に還元するものです。

法人等の名称: 道守大分会議(平成28年12月26日指定)  
 指定区間: 国道10号 130k300(大分県大分市神崎)~26k500(大分市神崎)・延長: 約1.0km  
 業務内容: (1号業務) 道路清掃、道路愛護等の啓発活動  
 (2号業務) 啓発看板の設置



【団体の概要、業務内容】  
 道守大分会議は平成16年に設置され、135団体(個人も含む)で構成。  
 道路清掃のほか道路愛護等の啓発活動を実施。スポンサー名を入れた啓発看板を設置し  
 収益を得る。収益により道路の維持・管理を充実。

### ○ 日南海岸シーニックバイウェイ推進協議会

日南海岸シーニックバイウェイ推進協議会は、平成18年に設置され、45団体で構成され、清掃活動や修景活動を実施しております。

日南海岸シーニックバイウェイ推進協議会の指定区間は、国道220号宮崎市内海~日南市伊比井の延長約0.7kmです。

今回の業務は、サイクリストを対象としたベンチ、サイクルハンガー、自動販売機、露店等により収益を得て、その収益を道路の維持管理に還元するものです。

法人等の名称: 日南海岸地域シーニックバイウェイ推進協議会(平成28年12月26日指定)  
 指定区間: 国道220号 25k770(宮崎県宮崎市内海)~26k500(日南市伊比井)・延長: 約0.7km  
 業務内容: (1号業務) 雑草除去、雑木除伐、修景木の維持管理  
 (2号業務) ベンチ、サイクルハンガー、自販機の設置、露店販売



【団体の概要、業務内容】  
 日南海岸地域シーニックバイウェイ推進協議会は平成18年に設置され、45団体で構成。  
 清掃活動・修景活動のほか、いるか岬とるば等にてサイクリストを対象としたベンチ、サイク  
 ルハンガー、自販機、露店等の便利施設を設置・管理。収益により道路の維持・管理を充実。

## 9. おわりに

道路協力団体に対しては、身近な課題の解消や道路利用者のニーズへのきめ細やかな対応を期待したいと思っております。

また、道路管理者としても、道路協力団体との連携により、地域の実情に応じた道路管理の充実を図って参ります。